

専門職大学・専門職短期大学の制度化について

今後の成長分野を見据え、新たに養成すべき専門職業人材

高度な
実践力

理論にも裏付けられた高度な実践力を強みとして、専門業務を牽引できる人材

豊富な
創造力

変化に対応して、新たなモノやサービスを創り出すことができる人材

《例》【観光分野】:適確な接客サービスに加えて、サービスの向上や旅行プランの開発を企画し、実行できる人材
【農業分野】:質の高い農産物の生産に加えて、直売、加工品開発等も手掛け、高付加価値化、販路拡大等を先導できる人材
【情報分野】:プログラマーやデザイナーとしての実践力に加えて、他の職業分野と連携し、新たな企画構想を商品化できる人材

など

新たな高等教育機関

(専門職大学・専門職短期大学)

大学・短大

○ 幅広い教養や、学術研究の成果に基づく知識・理論とその応用の教育

豊かな
創造力

高度な
実践力

専門学校

○ 特定職種の実務に直接必要となる知識や技能の教育

大学体系への位置付け

独自の基準の設定

国際通用性の担保

高等教育としての質保証

実践的な職業教育にふさわしい
教育条件の整備

制度設計

- 【教育内容】
- ・ 「実践力」と「創造力」を育む教育課程
 - ・ 産業界等と連携した教育課程の開発・編成・実施
 - ・ 実習等の強化(卒業単位の概ね3~4割以上、長期の企業内実習等)
- 【教員】
- ・ 実務家教員を積極的に任用(必要専任教員数の4割以上)
※ 専任実務家教員の必要数の半数以上は、研究能力を併せ有する実務家教員
- 【学生受入】
- ・ 社会人、専門高校卒業生など多様な学生の受入れ
※ 社会人も学びやすい柔軟な履修形態
※ 短期の学修成果の積み上げによる学位取得等も促進
- 【修業年限】
- ・ 4年(大学相当)、2年又は3年(短期大学相当)
※ 4年制の課程については、前期・後期の区分制の導入も可
- 【学位】
- ・ 4年制修了者には、「学士(専門職)」を授与
 - ・ 2・3年制修了者、4年制前期修了者には、「短期大学士(専門職)」を授与
- 【学部等設置】
- ・ 大学・短期大学における「専門職学部・学科」も制度化

※平成29年5月31日 学校教育法の一部を改正する法律 公布

スケジュール(平成29年11月以降は予定)

平成29年9月8日:専門職大学設置基準等を公布

平成29年11月:設置認可申請受付

平成29年12月~:設置認可審査※平成30年秋頃認可決定予定

平成31年4月:法施行・開学